

国府東部連区の「市長を囲む懇談会」

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため大会場での開催とせず、連区代表者等へ回答書を、説明・質疑等交えてお渡しする形とさせていただきました。

日 時 令和2年11月9日（月） 午前9時

場 所 豊川市役所市長応接

参加者 連区長始め4名

市長、田中副市長、池田副市長、企画部次長、市民部長、都市整備部長、建設部長
産業環境部長

司会：秘書課長

市長あいさつ

みなさん、こんにちは。

このたびは懇談会の申し込みをいただきありがとうございました。

本来ですと、地域の皆さまにも集まっていただき開催ということですが、コロナ禍の中で、役員の方にあらかじめいただいた質問にお答えするという形とさせていただきました。豊川市でも5日連続で新型コロナ感染者が出ているところでございます。マスコミでは「第三波が来ている」と言っております。冬場になって換気が不十分になると特に感染が拡大すると言われたりもしております。気を付けていただきたいと思います。

国府東部連区は、私のマニフェストで「社会増1000人」をお示ししている中で、西部の土地区画整理区域もあるということで、国府小学校では普通教室を増やしたり児童クラブ室を国府コミュニティセンターに移したりという状況であります。関係するところでも「イオン」「新たな工業団地」などの話題もございます。それらについても地域の皆さんとしっかり情報交換を行い、協調して皆さんが納得できるまちづくりを行っていきたく思っておりますのでよろしくお願いいたします。

Q（1） 国府駅東地区周辺の開発状況について

・朝夕の交通量が多く、駅西側は整備されてロータリーもあり、ある程度スムーズに往来出来ていると思われますが、駅東側は道幅も狭く車もスムーズに行き来出来ない状態で通勤通学時間には大変危険がおよぶ状態が発生します。市の考え方を確認したい。

A（1） 都市整備部長（道路建設課・区画整理課）

当該地区周辺は、平成7年度より事業を着手いたしました豊川西部土地区画整理事業の進捗に伴い、新築住宅の増加とともに若い世代の人たちの定住が進み、市内でも屈指の人口増加地域となりました。

そのため、上宿交差点から国府駅東側に続く道路につきまして、特に朝夕の通勤通学時間帯には、児童・生徒が非常に多く、安全を確保する必要性が十分にあるものと認識しております。

このため、令和元年度に歩行者の安全対策として、歩道幅員の拡幅整備を行い、ガードパイプを設置いたしました。

しかしながら、通行車両に対する歩行者の更なる安全対策としては、拡幅を含む道路整備を行うことが抜本的な対策になるものと認識をしております。

現在、地元久保町におきましては、地域として今後の安全安心な街づくりを考えていく組織の設立を進めていると聞いておりますが、今後も、地域における街づくりに関するご意見を伺いながら、整備方法を検討してまいりたいと考えております。

Q（２） 八幡・国府線の通行規制等の交通安全対策について

・姫街道からの通り抜けの通行車両が非常に多い。朝夕通勤通学時間帯の通行規制等のソフト・ハード含めた交通安全対策をして欲しい。

A（２）市民部長（人権交通防犯課）・建設部長（道路河川管理課）

八幡・国府線における朝夕通勤通学時間帯の通行規制等のソフト・ハードを含めた交通安全対策について、①時間帯規制の歩行者用道路とする場合について、②車両のスピード抑制等の交通安全対策について回答いたします。

時間帯規制の歩行者用道路とする場合について

通勤通学時間帯の通行規制について、豊川警察署交通課に確認したところ、過去の交通事故の際に、警察側から時間帯規制の歩行者用道路とする提案をいただきましたが、当時の地元関係者の皆様からは、影響が大きすぎるので困るとの意見があり実施に至っていないとのことでした。

そのため、新たに時間帯規制の歩行者用道路とする要望を行う場合は、地域での協議と沿道の住民の意向を十分に確認していただく必要があります。これは、時間帯規制の歩行者用道路とした場合、当該道路沿いに車庫がある方の通行許可証の有効期間は３年、当該道路を通らないと目的地にたどり着けない会社の車両など、やむを得ず発行される通行許可証の有効期間は１年となるなど、今後、豊川警察署交通課へ通行禁止道路の通行許可申請を行う必要があるからです。

豊川警察署交通課では、これらの制約が発生することについて地域の皆様のご理解のもとで、新たに要望があった場合には、交通規制について実態調査を始めるとのことです。

車両のスピード抑制等の交通安全対策について

通り抜け車両のスピード抑制を目的とした施設整備では、大きくは２つの考え方がございます。

※資料P1

1 目といたしましては、走行に注意が必要な路線（箇所）であることを運転者に視覚的に訴えることでスピードを落とさせる等、安全な走行を意識させようというものでございます。この具体的な方法といたしましては、通学路標識や注意看板（「通学路につき注意して走行してください」等）、路面標示（「学童注意」、「スピード落とせ」等）、路肩カラー舗装（グリーンベルト）の設置等が考えられます。これらの方法は、比較的対策が講じやすく、沿線住民の方々への影響もほとんどないというメリットの反面、効果の発揮には運転者のマナーやモラルへの依存が大きいというデメリットがございます。

※資料P2

2 目といたしましては、物理的な道路構造（車道の幅等）の変更等により、あえて走りにくい道路とすることで、半ば強制的にスピードを落とさせようというものでございます。この具体的な方法といたしましては、狭窄部（ポストコーン等で車道を狭くした部分）やイメージハンプ（道路上に凸部があるように見える目の錯覚を利用した路面標示）の設置、外側線の工夫（車道が狭くなったように感じる線の引き方等）等が考えられます。これらの方法は、比較的効果が期待できる反面、沿線住民の方々にとっても走りにくい道路となる等の影響が生じるというデメリットがございます。

いずれにいたしましても、こうした対策の検討につきましては、しっかりと現地調査を行い、豊川警察署の意見も聞きながら、市として適切な対策案を地元の皆様にご提示できるよう検討を進めてまいります。

なお、検討の過程で、地元の皆様に現地立会をお願いしてご意見をお聞きする等、ご協力をお願いする場合がございますので、よろしくお願いいたします。

Q（3） 八幡駅前イオンモール開業以降の交通規制について

A（3）都市整備部長（八幡地区まちづくり推進室）

イオンモール開業以降の交通規制（渋滞対策）につきましては、これまでの説明会等においても交通渋滞や安全対策に関しての要望を受けており、現在、周辺道路の道路改良など、その整備案の検討を行っている状況でございます。

道路改良などの整備案の検討にあたりましては、交通規制を管轄する愛知県公安委員会や国道1号を管理する名古屋国道事務所などとの協議も必要であり、本市の意向だけで整備案を決定することはできませんが、継続的にこれら関係機関との協議を進め、今後、効果的な交通渋滞や安全対策を実施してまいりたいと考えております。

また、白鳥地区には田畑が多いことから、道路改良にあたりましては、農耕作業の支障になりにくい道路構造で整備を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を

よろしくお願いいたします。

Q（４）白鳥の工業団地計画の事業進捗状況について

・ コロナウイルス拡散により、団地造成の進捗状況や企業誘致は順調に推移していますか。

A（４）産業環境部長（企業立地推進課）

「白鳥の工業団地計画の事業進捗状況について」に関してお答えいたします。

まず、はじめに、本市の工業用地の状況でございますが、工業用地開発として、平成２７年２月に大木地区（旧一宮町地内）に開発面積１３．１ヘクタール（分譲面積９．１ヘクタール）の工業用地開発（事業主体：愛知県企業庁）が完了しており、分譲用地も事業完了前に完売した実績があります。そのほか、御津臨海部にあります御津１区において、平成２１年１０月に第２期分譲用地の分譲を開始し、市と愛知県企業庁が連携して企業誘致に努めていますが、平成２３年３月に発生した東日本大震災の影響により企業が臨海部を敬遠するようになっていたこともあり、企業誘致が進まない状況でした。その後、景気の回復などもあり、御津１区においても企業誘致が進んでおりますが、企業からは、内陸部の工業用地のお話しが依然として多く、大木地区の完成後に新たな内陸部の工業用地を確保するため、白鳥地区（約９．５ヘクタール）において、開発を進めることとしたものでございます。

次に、団地造成の進捗状況でございますが、現在は、地権者の方との交渉を進めており、また、開発条件の整理など整備計画の検討を進めている段階であるため、現時点で具体的な完成時期をお示しすることができない状況であります。白鳥地区は、国道１号、東三河環状線に近接し、また、名豊道路や東名高速道路へのアクセス性もよく、内陸地の土地を希望される企業からは興味を示していただいている立地にあります。当該地区周辺は、交通量も多く、開発エリアへの進入・退出路の整備など、開発計画を進めるうえで、整理しなければならない課題も多くあります。そのため、今後、警察、道路管理者など関係機関との協議についても重要となってまいりますので、地権者の方との交渉とともに、慎重に進めているところでございます。

最後に、企業誘致の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症の収束のめどが立たず、先行きの不透明感を背景に企業の設備投資については慎重な状況にあるとの認識は持っております。新型コロナウイルス感染症の影響で企業訪問など企業誘致活動を積極的に行えない状況ではありますが、現在も企業立地についての問い合わせはございますので、コロナ禍において可能な企業誘致活動方法を模索しながら、今後も企業の動向を注視していく予定です。

Q（５） 国府駅東口に広場の建設要望について

- ・西部土地区画整理事業がほぼ終了して、この地域の人口は順調に増加しています。それに伴い国府駅東口の利用者也増加しており、朝晩の通勤時間帯にはかなりの数の送り迎えの車が行き来している状況です。
- ・今までは国府病院の駐車場を使うことが黙認されており、混雑の緩和に役立っていましたが、病院の経営者の変更に伴い駐車場への送迎者の侵入が禁止されて、特に雨の日などは混雑が激しく事故の危険性も増してきている状況です。
- ・国府駅東口の駅前広場建設については、２、３年前から市でも取り上げて住民へのアンケートや話し合いなどを進めていたと思いますが、最近はその動きも止まっているように感じられます。
- ・国府駅東口駅前広場の設置は、今後益々人口の増加が見込まれている周辺地域住民の強い願いであり、町作りの観点からも避けて通れない事柄であると思います。
- ・国府駅東口駅前広場の建設に向けて、市として強力に取り組んでいただくことを強く要望いたします。

A（５）都市整備部長（区画整理課）

名鉄国府駅につきましては、市内の鉄道駅の中で最も利用者数が多い駅であり、交通結節機能を活かした地域拠点でもあることから、駅前広場やそれに繋がるアクセス道路など、公共施設の整備の必要性を認識しております。

そのため、平成２７年より、国府駅東側の名鉄と姫街道との区間約３haの関係する土地所有者へ個別の打合せやアンケート調査を行いました。合わせて、土地区画整理事業による面整備を一つの手法として提示をする中で、街路事業による道路整備などの手法も示しながら、勉強会や説明会を開催して意見交換を行い、街づくりの整備手法を模索してきたところです。

地域全体のご意見としましては、防犯や防災対策、緊急時や安全上の不安はあるものの、土地所有者の一部の方々は、現在の土地利用形態は維持したいという意向が強く、地域住民のなかでも意識の違いが見られる現状では、地権者の同意が前提である面的な土地区画整理事業を具体化していくことは、困難であると判断をせざるを得ないものであります。

しかしながら、名鉄国府駅の東側地域は、議題の１にもありましたように、豊川西部土地区画整理事業の進捗に伴う人口増加地域となっております。そのため、利用者も多い国府駅東口における駅前広場整備の必要性は高まっている状況にあると認識をしております。今後、地域のご意見も伺いながら、国府駅東口の駅前広場につきましては、地域の現状に合った整備手法の検討を進めたいと考えております。

○関連質問

Q 1 (2) 国府八幡線の対策のうち、視覚的に運転者に働きかける作用を持つ「イメージハンプ」について、資料にある以外の対応についても豊川市では実施するのか。

A 建設部長

例示した以外のモノとして、実際のハンプ、つまり実際に道路上に舗装を盛って速度抑制するなどの方法もあります。資料に例示したものは、「視覚的に『見える』」ようにするもので、実際に舗装を盛ったりすると、ドライバーの皆さんは走りにくくなるという側面もあるため、色々と提案させていただき、どのような方法を実施していくかということを決めていきたいと思っています。

Q 2 (2) 平成30年に事故があり白鳥地区の道路についてポストコーンを設置するなど対応いただいている。ポストコーンがお宮側だけに設置され、逆側である白鳥の町内の地区側から出るときに、通りを町内側にギリギリまでよけて通るため、事故があったり、標識を倒したり曲がったりなど危険であると思う。速度を落として走行してもらうことが一番重要と考えている。警察に取り締まりをお願いしたこともある。一時は頻繁に取り締まっていたが、常に取り締まってもらうことは難しい。

A 建設部長

そういった状況も含め、地元の皆さんや警察とも相談する中で、より良い対策をとっていきたいと考えています。

Q 2 (5) 国府駅東口の問題の所で「整備手法を検討していく」とのことですが、どのような具体的手法を検討していくのか。

A 都市整備部長

今までは、6.7割程度の地区について「面整備の土地区画整理を行う」ことを考えていましたが、対象の地権者の方の半分以上が現状の土地利用を希望されており、地権者の同意が前提である面的な土地区画整理による整備はあきらめざるを得ないと考えています。土地区画整理手法の整備を断念する中で、再度各地権者の意向確認に回ることを考えていて、その時に、土地を提供していただける方がいるのかも含めて、調査させていただく予定です。その状況によって、いくつかの整備手法が考えられますので、調査させていただいた結果を踏まえて検討をしていきたいと考えています。

A 市長

道路を拡幅するにしても、土地所有者はその分面積が減ってしまうこととなるので、例えば隣接する裏手の土地所有者などで「売却しても良い」という方がいるようであれば、土地を交換するなどして、そこを活用して拡幅するというような手法などを検討していき

たいと考えております。

Q 2 (5) 平成27年ごろから話が出ており、5年くらい経過すれば方向性が出るかと思っていたが、その後は、集まって話し合いをするなどされていないが、どのようになっているのか。当時は他市の事例など色々提示していただいたようにも記憶している。少なくともUターンができるなど対応していただきたい。また、目標の期限など設けることはできないのか。

A 都市整備部長

各地権者と個別で話をさせていただきながら、ご意見を伺ってきました。例えば「集約して立体駐車場にして道路拡幅する用地を捻出できないか」など色々な案を出しながら検討をしてきましたが、話が進まず様子をお伝えすることができませんでした。地権者の方たちも、総論では「賛成」となっても個別の話をする「各論」の中では、現状の土地利用を続けていきたいという方が多いという状況でした。立体駐車場を市が設置・運営するというのであれば皆さん賛成されますが、実際は市が設置運営するという想定はありませんので、例えば何年か経過して、立体駐車場の建て替えや、修繕などの話が出たときに負担が出てしまうという点で地権者の方たちは賛成されないという状況でございます。

目標期限につきましては、土地の確保などが具体的にできるようになるとお示しできるようになりますが、現状ではその部分について目途が立っていないため難しいというのが回答となります。その部分も含めて、改めて地元の方たちと話し合いをしながら進めていきたいと考えております。

A 田中副市長

土地が、どの区画でどれくらい確保できるかによって事業の手法や進め方も変わってまいります。影響する地域・範囲というのも状況によって変わってまいりますので、一概に、「いつまでに」「どのように」など申し上げるのが難しいところでございます。範囲が広がると当然関係する方も増えるので時間がかかります。ただ、進め方が決まり動き出せば事業は着実に進んでいくと考えております。「どのような手法で」というのを検討していくところからとなります。理想は、大きな面で整備できることですが、先ほど都市整備部長が話をさせていただいたとおり、「難しい」というのが現状でございますので別の手法で、言い換えますと、話が進めることができる手法ということで改めて進めていくということでございます。

A 市長

個別の地権者の方たちの状況を具体的に申しますと、地権者の皆さんは、現状の個別での土地利用の方法に困っていないということでございます。例えば、地権者の皆さんが共同で立体駐車場のビルを建てたとすると、共同所有の問題などで相続などの時に大変煩雑になってしまいます。相続で権利者が増えるなどして、修繕や建て替えなど行おうとする

ときに複雑になってしまいます。現状の各個人の平面での駐車場経営などで困っておらず、固定資産税以上の収入があるとなれば、ほとんどの地主さんが「今のままでよい」と言われていると聞いております。国府駅周辺は月極でも一日貸しでも駐車場の需要は高い地域でございます。国府駅の東西連絡橋ができたことによって駅の東側の方たちの土地の有効利用が図られているということになります。色々な手法を検討して対応してまいりたいと考えています。都市整備部がしっかりと事業を進め、地元の方たちと話を進めていくようにいたしますのでよろしくお願いいたします。